

紀州地域農業改良普及センター

普及1課

普及2課

3 紀州地域農業改良普及センター

3-1 普及1課

3-2 普及2課

(1) 普及センター管内の概要

当地域は、県の南部に位置し、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の2市3町からなり、熊野灘に面した海岸地帯と大台山系に接する中山間地域に大別され、管内の経営耕地面積は1,129haであり、そのうち水田445ha(39%)、畑地・樹園地628ha(56%)となっており、県内経営耕地面積の約3%となっています。

カンキツ栽培が中心で、熊野灘沿岸地域の温暖な気候と土地条件を活かし、周年供給産地づくりに取り組んでいます。栽培面積が県内一の産地規模で、地域経済の基幹となっています。極早生温州、カラ、セミノール、サマーフレッシュなどの他産地と差別化できる品種が栽培されています。特に極早生温州では全国をリードする産地となっており、核となる「みえ紀南1号」の導入・改植の推進や、高品質果実の安定生産、安定供給を目的としたマルドリ栽培を推進しています。他にも、ICT技術の産地導入や輸出による販路拡大などの先進的な取組が積極的に行われているため、引き続き支援を行っていく必要があります。

水田農業では、水稻が中心で、コシヒカリや三重23号、なついろの生産等に取り組んでいます。経営規模拡大が進む担い手では、作期分散・所得向上が狙える品目として小麦の導入が始まっています。近年は、中山間地域を中心に農業者の高齢化や後継者の減少による担い手不足、野生鳥獣による被害の増加に伴い、遊休農地の増加や集落機能の低下が進みつつあります。一方で、集落機能の維持や地域活性化を目指した集落営農の取組や、集落ぐるみ及び農業者自身による獣害対策の取組が進みつつあります。

その他、酪農、肉用牛の大規模畜産経営体があり、規模は小さいものの施設野菜、施設花きの経営体が点在しています。また、イチゴ、トマトでは親元就農者や新規就農者もいますが、資材費高騰などの影響を受け資本装備面のハードルが高く、就農環境が厳しい状況にあります。農産物産直市場等の販売先が増えたことにより地場産野菜栽培が拡大しています。

(2) 普及活動の内容

① 果樹産地の次代を切り拓く構造改革の推進

三重南紀みかん産地再構築委員会の産地構造改革計画の目標達成の取組を支援します。スマート農業実証プロジェクトへの参画・実証の支援を行います。

JA各品種部会、青年部会、アクティブファーマーズ(4Hクラブ)等の取組を支援し、産地活動の意識向上を図るとともに、経営改善等の提案を行います。

スマート農業実証プロジェクト事業において、AIプレ選果機、軽トラ防除機、AIマルド

り、ドローン防除機の実証に取り組みます。

高品質果実生産、病虫害防除、有望品種の栽培技術等の現地課題の解決に向け、資材や技術の実証を行います。

JAの無料職業紹介事業の推進に併せ、SNSを活用した新たな雇用労働力確保の取組を行います。

収量・品質の維持・向上、「みえ紀南1号」の増産、中晩柑類の生産強化に向けて、JA生産販売協議会、各品種部会、営農連絡協議会に参画し関係機関と情報共有・提案等の技術的支援に取り組みます。

高品質化に資するマルチ被覆面積の拡大に向けた、JAの指導や敷設支援活動に協力します。

輸出量の拡大に向けて、三重南紀輸出促進協議会へ参画します。また、病虫害のモニタリング、輸出検疫業務、輸出園地向け防除暦の作成等の支援を行います。

温州みかんの将来の主力品種と位置付ける「みえ紀南1号」の増産と現在の主力品種「崎久保早生」の品質・収量維持に向けた、技術的支援や新植・改植支援を行います。

② 園地基盤の再整備にともなう柑橘生産営農システムの構築

今後の産地の維持には、国営開発農地を中心とした生産基盤の再整備とあわせて、担い手が経営規模拡大できる条件を整えることが不可欠であることから、労働生産性向上に資する技術や仕組みの構築が不可欠です。そのため、カンキツ版土地利用型営農システムの構築に向けた、システムを構成するパーツとなる下記の取組を進めます。

- ・阿田和団地の基盤整備の協議に参加し、生産効率の高い園地整備を推進します。特に、JA出資型法人は、モデル園地となるよう支援します。また、人・農地プランで定めた中核的な担い手に集約されるよう関係機関と協力して取組を進めます。
- ・気象観測装置と連動したスマート農業機器等の導入や人材マッチングサービスの利用による雇用労働力確保等の新たなシステムの導入を支援します。
- ・スマート農業実証プロジェクトで取り組んでいる営農指導支援システムを活用し、生産・出荷データを基にした効率的な営農指導体制の構築を支援します。
- ・JA出資型法人におけるSSやドローン等の生産効率向上に繋がる機械のシェアリングサービスの事業化の可能性検討を支援します。
- ・生産者の一次選別の労力削減に向け、プレ選果機の活用策について検討を行います。
- ・新規就農希望者の研修、生活環境の確保、就農時の園地あっせんまでを一体的に支援する体制の構築を関係機関と共に推進します。なかでも、JA出資型法人をトレーニングファームと位置づけ、研修計画の策定等の支援、委託希望園地の集積・管理からのれん分けができるような仕組みづくりを関係機関と協議・推進します。

③ 水田農業の持続・発展に向けた基盤強化

ア 水田を活用して生産されている作物の産地育成、基盤強化

(水稲)

米の収量・品質の向上を図るため、下記 2 点に取り組みます。

- ・栽培管理技術の向上、病虫害防除の推進
- ・水稲高品質品種（三重 23 号、なついろ）の作付け推進

(麦)

経営の柱となるように収量・品質の高位平準化を目標とします。

排水対策や雑草対策、麦踏みなど基本技術の徹底を個別指導等により図るとともに、収量低下要因となる地力低下、低 pH 対策として堆肥・土改剤施用を推進します。

(稲 WCS)

地域適正品種の選択、極短穂茎葉型品種割合の拡大により収量・品質ともに向上傾向にあります。高収量・高品質の安定化に向けて、極短穂茎葉型品種の作付け拡大、堆肥施用による地力維持向上、適正な栽培計画に基づく適期収穫の取組を支援します。

イ 担い手の経営基盤強化

農業経営が多様化する中で経営体が抱える課題も異なるため、各経営体に応じた支援が必要です。「農家カルテ」を活用して個別課題整理を行い、支援対象と課題を共有します。課題解決に向けては、関係機関が一体となり支援します。

課題解決を図る主な提案内容として、新品種・新技術の導入、地力維持・向上の取組、スマート農業の導入・拡大、GAP、法人化、低コスト技術の導入、堆肥・緑肥を活用した肥料高騰対策が考えられます。

ウ 水田農業の持続・発展を支える水田営農システム化

(三重県型集落営農の確立)

前普及計画において、JA・市町など関係機関と情報共有を行い、システム化の候補地区として位置付けた地区に対して引き続き、持続可能な営農体制の構築にむけて支援を行います。同時に集落営農に意欲的な地域・集落についても関係機関と連携し、掘り起こしを進めます。

(経営高度化)

既存の集落営農組織に対しては、継続・発展に向けて現状の課題整理を行い、スマート農業の導入、法人化、GAP 認証、雇用の確保、集落間連携などの支援を行います。

(持続可能な仕組みづくりに向けたモデル取組支援)

三重県型集落営農の 4 要件を満たさないが、多様な担い手（家族農業、農業法人、オーナー、NPO 法人等）による地域に応じた持続可能な仕組みづくりを支援し、事例としてと

りまとめます。

④ 新たな取組による野菜産地の維持活性化

ア「施設野菜（イチゴ）の維持活性化」

○受け入れ体制整備・新規就農支援

- ・新規就農者支援：中央普及革新支援専門員や全農みえ営農対策部技術主管と連携した技術的サポート、重点的な圃場巡回による生育状況確認、実現可能な就農計画策定支援、初期コスト低減のための空ハウス・JA 育苗ハウス利用支援、早期の農業制度資金活用支援、就農サポートリーダー登録推進
- ・技術研鑽、交流：管内若手・新規就農者を対象にした管内生産者巡回による生産者交流及び意見交換
- ・販売面：主に新規就農者への販路助言

○環境に配慮した栽培体系への転換

- ・新規就農者や柑橘複合経営への新規天敵導入等の支援を行う

イ「施設野菜（トマト）の維持活性化」

○新規栽培者の確保

- ・新規就農者支援：実現可能な就農計画策定支援、重点的な圃場巡回による生育状況確認、初期コスト低減のための空ハウス利用支援、早期の農業制度資金活用支援、就農サポートリーダー登録推進

⑤ 新規就農者の経営安定

ア 就農支援準備

就農希望者に対して、市町、JA等関係機関と連携して、丁寧な就農相談対応を行い、まずは適性判断として農作業体験を支援します。次に就農ビジョンを明確にします。就農を目指す者には、技術の習得、実現可能な営農計画の策定、施設・機械の導入、農業法人等とのマッチング、農地の斡旋など、スムーズな就農に向けた就農準備を関係機関と連携して支援します。特に研修先の核となるJA出資型法人においては、5、6名の研修生を受け入れることから、関係機関と連携し、月1回研修状況及び就農準備の状況を確認し、技術の習得だけでなく、園地の確保について重点的に支援します。

イ 就農者に対する支援

独立自営就農者のうち重点支援が必要な者14名については、定期的な面談や圃場での技術指導等の実施を通じ、個々の状況に応じた短期の目標設定・到達の積み上げによる経営目標の達成、経営安定に向けた支援を行います。

非農家や地域外からの就農者も増えているため、市町、J A、農業者組織等と連携して、新規就農者同士や先輩農業者との交流の場に積極的な参加を促し、栽培技術や資質の向上を図るとともに、地域の担い手としての自覚を持ち、次世代リーダーとして仲間とともに地域農業の推進役となる人材への育成を図ります。

県が認定する青年・指導農業士、農村女性アドバイザーや青少年クラブ、新規就農者組織等について、世代間交流の促進、新規就農者の支援等、農業・農村の課題解決に向けた活動を支援します。

ウ 就農受入体制の拡充

関係機関や先進農家と連携し、就農受入支援体制を拡充し、研修品目の拡大や農地・施設等の斡旋体制の整備など、研修開始から定着までの一貫した支援を行います。

また、産地の維持に向けて、第三者継承やのれん分け、不要になった施設・機械等の新規就農者への移譲についても関係者で情報共有を進め、支援を行っていきます。

特に御浜町への就農希望者増加に対応するために、研修生受入の核となる農業法人の研修受け入れカリキュラムやフォローアップ体制の構築及びサポートリーダー登録者の増加に取り組みます。

⑥担い手の経営理念の実現

ア 6次産業化の支援

管内の重要な経営体かつ経営改善の重要課題を6次産業化に設定しており、普及支援が必要な経営体について、目標達成に向けた支援を行います。

イ 経営力向上に向けた支援

- 野菜：複合品目による所得確保
- 果樹：新規就農者の研修体制の整備
- 土地利用型：経営規模拡大、雇用確保

⑦農業被害軽減に向けた獣害対策の推進

関係機関等で、獣害対策に意欲のある集落や団体などを選定したうえで、そこに対して効果的な獣害対策の実践を働きかけていきます。

具体的には、研修会の開催（アンケートや集落点検等）、実証圃の設置などを通じて、獣害対策に対する意識を向上させ、地域で行う取組を決め、効果検証を行いながら、対策の効果を継続できる集落・団体の体制づくりの支援を行います。

獣害対策をすでに行っている集落・団体に対しても、新しい技術の導入・体制づくりを提案し、獣害対策の高度化を目指します。

